

7. 第5章「子どもの権利の侵害からの救済」に関する意見 171件 (大人87件、子ども84件)

	意見の概要	札幌市の考え方	
786	いじめの問題については、学校では相談しづらいこともあるので、第三者の機関を新たに設置することが望まれる。(大人2件)	いじめや虐待などで悩み苦しんでいる子どもたちに対して、迅速かつ効果的な救済を図ることは、とても大切なことです。このことから、必要とされる救済制度を速やかに設けることを規定しています。具体的な制度設計については、救済制度に求められる機能や権限、既存の相談・救済機関との役割分担や連携等について、今後さらに調査を行い、別途検討していきます。 なお、制度に関する基本的な考え方を明らかにする必要があると考え、「子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行すること」、「他の機関等と相互に協力・連携を図ること」という趣旨を追加して規定することにしました。	
787	権利侵害からの救済制度として、行政から独立した立場が尊重され、相談から勧告まで一連の権限を有する「オンブズパーソン制度」の設置を盛り込むべき。(大人37件)		
788	新たに検討される救済制度について、どのように解決するか、具体的な骨組みを提示してほしい。(大人7件、子ども16件)		
789	子どもが学校で教師等により言葉の暴力を受けた場合のために、学校以外での相談場所についての規定を設けるべき。(大人2件、子ども1件)		
790	権利侵害が起こった場合、起こした当事者に対しては、罰則規定を設けるべきである。(大人1件)		
791	救済制度の創設については、組織の新設だけを考えるのではなく、既存制度を最大限活用し、子どもにとって、より利用しやすい環境になるよう様々な角度で検討してほしい。(大人1件、子ども1件)		
792	権利侵害からの救済制度として、相談しやすいシステムづくり、気がついてあげられる人間関係が最も求められる。(大人2件)		このたびいただいたご意見も参考にし、今後、どのような救済制度が最も札幌の子どもたちの実情に合っているか、様々な方面から意見を伺い、さらに検討を進めていきます。
793	「たたかれる」など軽いことでも、すぐに相談できるような仕組みを作ってほしい。(子ども1件)		
794	子どもは相談しづらいので、無理に聞き出そうとすると、プライバシーの侵害になると思う。このような場合の対応もよく考えてほしい。(子ども1件)		
795	相談できる人はよいが、相談できない人はどうすればよいか、という対策も考えてほしい。(子ども1件)		
796	友達が困っていたら、子ども自身も相談所などに行って、代わりに相談できるような仕組みをつくってほしい。(子ども1件)		
797	救済制度については、ある程度、強い法的拘束力を持つ機関が、強制的に救済するような制度の規定が必要だと思う。(大人1件)		
798	パンフレットに、「問題を解決するようにします」と書いてあるが、「絶対に解決します」という表現の方が良いと思う。(子ども1件)		救済制度の具体的な機能や権限等については、条例制定後、検討を進めていきます。
799	「迅速で適切な救済に努めること」とあるが、もっと事前に市と関係機関が協力して防ぐべきなので、事前のことに触れるべきではないか。(子ども1件)		
		ご意見のように、権利侵害を未然に防ぐことは、とても重要なことです。新たな救済制度を設けるとともに、この条例の趣旨を広く子どもを含めた市民に周知することで、権利侵害の発生の予防に努めていきます。	

800	救済制度を新たに設けるとあるが、札幌市では、いじめ電話相談や児童相談所など、既存の救済、相談窓口があるほか、対行政であれば、オンブズマン制度も存在する。これら既存の機関の機能強化を図ることを優先すべきであり、新たな機関を作る必要性はない。(大人4件、子ども1件)	
801	救済制度は、国会での人権擁護法案の審議で見られた問題がそのまま存在する。大きな問題ばかりで、自治体で決めるものではない。(大人3件)	
802	市(学校)として、現時点でどこまでできるのかをきちんと評価すべきであり、やめるところと、新たに取り組むべきところを明確にしなければ、実効性を上げることは難しいと考える。(大人1件)	ご意見のように、札幌にはいくつかの相談・救済機関もありますが、子どもの権利侵害の実態は、深刻化、多様化していると考えており、このたび、子ども期の特性に配慮した救済制度を設けることとし、さらに検討を進めていくこととしましたので、ご理解いただきたいと思います。なお、具体的な制度設計については、いただいたご意見も参考に、どのような制度が最も適切なのかを、子どもの最善の利益に配慮し、検討していきたいと考えています。
803	権利侵害に対応するだけの各機関の職員数が絶対的に不足しており、迅速で適切な救済に努めることは現時点では非常に困難な状態である。(大人4件、子ども1件)	
804	新たな救済制度について、実効性があるものを早急に作ってほしい。(大人8件、子ども9件)	札幌市としても、できるだけ早く新たな救済制度を設ける必要があると考えています。この条例制定後、様々な方からのご意見を伺い、どのような制度が最も適しているか、検討を進めていきます。
805	救済制度は、迅速で、実効性のあるきめ細かな内容となることを要望する。(大人1件)	
806	いじめや虐待などを受けている子どもが相談しやすい場を作ることが求められる。(大人1件)	子どもが相談できる場が身近にあるなど、相談のしやすさは、とても大切な要素であると考えています。いただいた意見も参考に、今後、どのような制度が最も有効か、検討していきます。
807	困ったときに相談できるところが、身近な地域があれば良いと思う。(子ども6件)	
808	子どもを助けるのは大人なので、市民誰もが子どもを助けることができるよう、その方法を学ぶ機会を持つことが大切である。(大人1件)	権利侵害の実態について、市民の皆様を理解していただく取組を進めることは、極めて重要であると考えています。この条例では、第2章に、子どもの権利の普及を挙げていますが、いただいたご意見も含め、積極的に周知に努めていきたいと考えています。
809	困っている子どもを助けるための仕組みをただ作るだけでなく、差別やいじめはよくない、ということをもっと呼びかけるべきだと思う。(子ども1件)	
810	もっと、子どものSOSに対して、助けてくれる大人の人が増えると良いと思う。(子ども1件)	
811	救済制度の創設については、新しく設立される「子どもの権利委員会」で検討してほしい。(大人1件)	「子どもの権利委員会」では、権利保障の状況について検証をしていただく予定であり、救済制度を設けることについて検討をしていただく予定はありませんが、必要に応じて、権利委員会の意見も聴いていきたいと考えています。
812	効果的な制度を作るためには、専門家の育成、自ら手を差し伸べていく、経験豊かな人材を得ることが必要である。(大人1件)	ご意見の視点はとても有効であると考えていますが、子どもの権利侵害からの救済については、専門性が高く、様々な知識、経験を要します。まずは、すべての市民の皆様が権利侵害の実態について認識していただくなどの広報を地道に展開していきたいと考えています。
813	その他意見・感想等 (大人9件、子ども41件) ・いじめや虐待をされた際に、気軽に相談できる仕組みがあると、とても安心する。(子ども) ・今までは、相談できる人があまりいなかったの、気軽に相談できるようになるとうれしい。(子ども) ・子どもは、親など家庭内での話し合いや情報交換を綿密にしたら良いと思う。(子ども) ・地域や施設の人たちが、少しのことでも話し合っ、助けてくれると大変ありがたい。(子ども) など	